- \Diamond 定稿版で、一般への公開用ではありません。 されるまでの間、審議の参考に供するための |議事速報(未定稿)は、 正規の会議録が発 未 行
- \Diamond li、里事会で協議することとされた発言等は、原後刻速記録を調査して処置することとされた発 発言のまま掲載しています。
- \Diamond 受け取られることのないようお願いいたします。 、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と,後、訂正、削除が行われる場合がありますの

十五

〇野田 |尾辻委員 立憲民主党・無所属フォーラムの 質疑を続行いたします。尾辻かな子さん。 I委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。 尾

とうございます。 辻かな子です。 本日は、質問の機会をいただきまして、 あ ŋ が

誓い合う日ということになっております。 各地で、この日は、恋人が互いに贈物をして愛を 月十四日はバレンタインデーということで、 本日、二月十四日となっております。本日、二 早速質問をさせていただきたいと思いま す。 界

て、国家賠償法第一条第一項に基づき国に対してれた原告らが、そのこうむった精神的損害についの立法不作為により、望む相手との婚姻を妨げら 律上、同性の者との婚姻を認める立法を怠った国 同性の十三カップルが結婚の自由を求めて、 そして、きょうのこのバレンタインデーの日に、 国家賠償法第一条第一項に基づき国に対して 大阪、名古屋で訴訟を起こされました。 心。札幌、

> が賠 始まる日ということになりました。 **復を求める、こういった、** 歴 史的 な訴 訟

今から十四年前ですけれども、 しております。 ときに、レズビアンであることをカミングアウト とを公表させていただいております。二〇〇五年 私 は、 実は、みずから同性愛者であるというこ 大阪府議会議員の

すから、なかなか身近にいないというふうに感じにいいますけれども、これは目に見えません。で誰を好きかという、これは性的指向というふう うに思います。 んの隣で、ともに生きている存在であるというふ この現在、日本でも、私たちはこの社会で、皆さ いない存在とされてきました。しかし、既に、今 てしまったり、カミングアウトができないために、

メッセージを伝えていきたいと思っています。 なくていい、自分を否定しなくていい、そういう 性的指向や性自認によって、なりたい自分を諦めができません、そういう若い世代、次の世代に、 ことで、なかなか当事者は自分を受け入れること 動することで、自分が当事者かもしれないという 私は、オープンな国会議員としてこのように活 8

人たちには、その選択肢がありません。そのこと ります。 方々は、結婚をするかしないかという選択肢があ 愛者というふうにいいますけれども、異性愛者の をあらわにする裁判だというふうに思います。 というのは、異性を好きになる人のことを異 今回のこの裁判において、この社会の非対称 しかし、同性パートナーとともに暮らす 財産の相続、 不動産の取得、 病 性 性

> ざまな不利益をこうむっています。 取 偶者 冠婚葬祭など、 さま

私 の知り合いの、

りませんから、家族ではありませんと答えてしまの方は、いいえ、自分は、法律的には家族ではあ の方が今病院に運ばれています、あなたは御家族 でしょうか。とっさに、一緒に住まわれているそ 人に救急隊から連絡があったそうです。身元不明 の着信履歴があった、一緒に住んだパートナー ら、誰が家族かわからない。それで、最後の携帯 ることになりました。本人は意識がありませんか の方が仕事中に意識を失って、救急病院に運ば つ御紹介させていただきたいと思います。 緒に仕事をされておりました。そのパートナー その方は、男性同士、お二人で住んでおら 実際にあったエピソー Ķ を \mathcal{O} て

亡くなられてしまいました。 ません。そして、残念ながら、 そしてそこから聞いて病院に駆けつけました。し んの連絡先を言って、お母さんに連絡が行って、 えない。それで、その方は、運ばれた方のお母さ れたのか、どういう病状なのか、何も教えてもら 家族の方を紹介してください。どこの病院に運ば 病状説明を聞いたり手術の同意をすることができ かし、相手の家族が出てきていますから、自分が そうすれば、どうなったか。では、どなたか御 その方はそのまま

や仕事関係の人たちがやってくるお葬式で、 める。しかし、 くなったら、喪主はパートナーであ お葬式、本来であれば、自分のパートナー 言われたのは、 この地域では親戚 るその. 方が務 あな が亡

いました。

で別れなければいけませんでした。 事をする従業員として自分のパートナーとお たは前に出ないでほしい。従業員として、 同じ

二人で築いた財産をその彼はそのまま受け取るこ とができませんでした。更に言われたのは、一緒 手の家族のものになってしまいます。ですから、 手名義の財産は、遺言がなければ、これは全て相 に住んでいる家は相手名義の家でした。ですので、 家を出ていってくださいと相手方の親族に言われ そして、その後に来たのは財産の相続です。 住む家を失った。

日本の同性パートナーが置かれている現状なわけて財産も、住む家も、全て失ってしまう。これが パートナーを失うことによって、 仕事も、 そし

と思います。 思います。立法府にいる一員としてしっかりこの ょうはたくさんの仲間が勇気を振り絞って立ち上そして、その不平等な現状を変えるために、き 裁判を受けとめ、 府である私たち国会議員と、そして政府であると がりました。この訴訟で問われているのは、立法 政府の見解を聞 いてまいりたい

五分から会見ということを聞いておりますので、 最初にお聞きしたいと思います。 ちょっと順番を変えまして、 菅官房長官、 四十

想もお聞かせいただければと思います。 せていただければと思います。また、あわせて感 とに対して、政府として菅官房長官の認識を聞か まず、今回のこの国家賠償請求が起こされたこ

今御指摘の訴訟が提起されたとい

いというふうに思います。 府としてのコメントは差し控えさせていただきた ませんので、内容を確認していないことから、政 ただ、現時点において訴状が送達をされ れており

になるだろうと思っています。精査し今後の対応を検討していく、 いずれにしても、法務省において訴状の内容を こういうこと

Oimョ务で記 ヽ゛ お聞かせいただければと思います。 等を求めて訴訟をすることについての受けとめを

か否かは我が国の家族のあり方の根幹にかかわり 〇菅国務大臣 いずれにしても、同性婚を認める するものだろうというふうに思います。 ます問題でありますので、極めて慎重に検討を要

弁ではないかなというふうに思います。 ○尾辻委員 非常に、私からとると後ろ向きな答

の成り行きも見ていきたいと思います。ちょっとがっかりしております。また、この裁判ち、実はそういうときだと思うので、私は正直、 法府やそして政府として新たな政策を検討してい前向きに捉えていく、この裁判で争われる前に立 こういう歴史的な日に、政府としては、私は、 成り行きも見ていきたいと思います。 判

うぞ御退席をいただければと思います。 ありがとうございました。 菅官房長官への質問は以上になりますの で、

تلح

〇野田委員長 では、 御退席ください。

思いますが、 それでは、細かく聞いていきたい 世界の状況をお聞きしたい لح لح

> める国 は今何カ国になっ

性婚と同性パートナーのいずれも認められていな 把握しておりませんで、なかなか明確なお答えは いとされておると承知しております。 あるいは平成二十八年時点の韓国においては、 すと、少なくとも、平成二十六年時点のベトナム、 できませんが、いずれも認めていない国の状況と ーシップに関する海外の法制については網羅的に いたしましては、 法務省におきましては、同性婚や同性パー 国立国会図書館の調査によりま トナ 同

す。 **へ尾辻委員** 私は認めている国を聞いたんですけ

私どもの方で承知している限りでは、二十六の〇小野瀬政府参考人 申しわけございません

知しております。 国と地域において認められておるというふうに

いますよ。 **〇尾辻委員** なぜそれを最初に言っていただけ 11 のか、ちょっと非常に何か不思議な答弁だと思

です。二〇〇一年のオランダから始まっておりま団体によると、同性婚は今二十八カ国ということ NPO法人のEM Aという同性婚を進め Ć いる

%を占めるということも今指摘をされております。 を持つ国も合わせると、世界全体のGDPの五八 占める比率は五二・七%、パートナーシップ制度 この同 性婚を認めている国は、世界のG Ď P K

7においては日本だけになった。 こういう状況が ありますから、もうこういう制度がないのは、G リア。つまり、アメリカ、カナダ、ドイツ、フラ 同性パートナーシップ制度を認めているのはイタ 今生まれているわけです。 ています。そして、イタリアも同じような制度が ンス、イギリスでは婚姻の平等が既に達成をされ もうこれは私の方から御紹介申し上げますが、 同性婚を認めている国は五カ国、そして、 G7と呼ば れる中

という意見書を公表されています。ビジネス、経同で、日本政府に対して、同性婚を認めるようにカナダ商工会議所、アイルランド商工会議所が合 すけれども、ここが、ほかの、オーストラリア・ 済界も言っているわけです。 このために同性婚を認めるべきだということを経 済の観点からも、企業全体の生産性を最大化する、 ニュージーランドの商工会議所、英国商工会議所、 さらに、例えば、在日米国商工会議所があり ŧ

をしていきたいと思います。 それでは、日本の現状の取扱いについてお聞 き

だきたいと思います。 ります、ごらんいただきながら審議をさせていた 皆様のお手元の資料、配付させていただいてお

最初に、青森市の例を取り上げました。

書が発行をされました。これが一枚目の資料にな が婚姻届を提出しまして、 な婚姻届を提出しまして、青森市から不受理証明二〇一四年六月、青森市の女性同士のカップル

この青森市の ホ ムページに掲載されて いる市

> 線を引っ張っておりますが、ここに回答文 同 性の婚 姻届の不受理の

たというふうに青森市のホームページは説明してを受け、憲法二十四条第一項を根拠として処理し おります。 森市の戸籍事務を管轄する青森地方法務局の助言 同性同士による婚姻届の届出につきましては、青 基準等については、国において定められている。町村長が戸籍事務を処理するに当たり、よるべき 第一号に規定する第一号法定受託事務であり、 籍に関する事務は、地方自治法第二条 市項

規定がないことから、 規定がないことから、受理は相当でないため、不んですが、同性同士の婚姻については、民法上のここの三番目の返戻の理由を見ていただきたい こた婚姻届の返戻についての文書であります。これは、東日本のとある市で、私の友人が提 一枚おめくりください。二枚目です。 出

市では、返戻、不受理の理由が変わっております。 二〇一四年の青森と二〇一七年のこの東日本の 三枚目、ごらんください。

ところでございます。

受理とする。

適法であるから受理することはできないと、 由を、同性同士を当事者とする本件婚姻届は、不受理の証明書でありますけれども、受理しない理これは、今回訴訟を起こした原告が受理した不 の三豊市の市長のもとでやっております。 Л

このように、 婚姻届の不受理の理由が非常にば

まず聞きたいんですが、

同 性同

士の

婚姻 届 の不

> 憲法二 应

〇小野瀬政府参考人 お答えいたします。

おります。 がないことを挙げることが相当である旨を伝えて 直接の根拠としては、 して、その当該市区町村に対しまして、不受理の は、戸籍法が民法の手続法であることを踏まえま でございますけれども、このケースにつきまして 先ほど御紹介がありました二○一四年の 民法に同性婚を認める規定 ケー ス

ところでございます。 に照会があった際には、 また、これ以降、 法務局 同様の見解を示している の方から法務省に 别

C扉辻委員 それでは、青森市の場合は、これは、 森市が間違えたということでしょうか。

不受理処分につきましても市区町村が行っている るものとされておりまして、戸籍の届出に対する 戸籍に関する事務は市区町村長がこれを管掌す の小野瀬政府参考人 お答えいたします。

につきまして、法務省から市区町寸こす、ことで同性カップルによる婚姻届を不受理とする理り たものでございます。 ス、その不受理がされた後に私どもの方から伝え ましたケースにつきましても、二〇一四年のケー な通知等は発出しておりません。先ほど申し上げ 法務省から市区町村に対し一般的 由

はもう使われていないということで見解が統 一四年以降、 聞いていると、 不受理の理 由に憲法二十四条 つまり、 確認です、

〇小野瀬政府参考人 お答えいたします。 されたということでよろしいです

私どもの方でその不受理の理由について全て把握 務は市区町村長が管掌するものでございまして、 しているものではございません。 先ほど申し上げましたとおり、戸籍に関する事

えております。 行法を踏まえて適切に判断がされているものと考 同性婚につきましては、各市区町村において 現

〇尾辻委員 ちょっとよくわからない答えなんで すけれども。

ことでよろしいですか。 ら受理できないというふうに今は書かれるように 戸籍法上の規定がないという意味で不適法という なったわけですが、この不適法というのは、民法、 では、次、聞きますけれども、不適法であるか

〇小野瀬政府参考人 お答えいたします。

することはできないものでございます。 んことから、同性カップルによる婚姻届出を受理 味しておりまして、同性婚は認められておりませ この夫婦とは男性である夫及び女性である妻を意 は夫婦という言葉が用いられておりますけれども、 民法や戸籍法の婚姻に関する規定におきまして

○尾辻委員 民法ということですね、民法、 法ということだと思います。 戸 籍

るのかどうか、 うに、合憲なのか違憲なのか、同性婚を禁じてい では、今度は憲法との関係を聞いていきますけ 憲法二十四条は、 この解釈は今はどうなっているで 同性婚についてどのよ

下国務大臣 お答えいたしま

ことは想定されていないものと考えられます。 事者双方の性別が同一である婚姻の成立を認めるのみに基づいて成立すると定めておりまして、当 憲法第二十四条第一項は、 両 性 の合意

ているのか禁じていないのかということについて 〇尾辻委員 想定されていないというのは、禁じ お答えください。

性別が同一である婚姻の成立を認めることは想定いて成立すると文言上定めており、当事者双方のれますのは、先ほども申し上げたとおり、憲法二れますのは、先ほども実務省として申し上げら ですね。〇尾辻委員 いや、同じ答えなのでわからないんいます。

定されていないものと考えられるということでごの性別が同一である婚姻の成立を認めることは想いて成立すると定めておりますので、当事者双方られますのは、この文言、両性の合意のみに基づられますのは、この文言、両性の合意のみに基づい、一でお答えください。 だから、想定されていないというのは、違憲で、だから、想定されていないというのは、違憲で、 ざいます。

とをお答えいただけないということで、 〇尾辻委員 に不誠実な態度だと私は思います。 本当に禁じているか禁じていないかというこ だから、 想定されていないというの これは非

> か。 をされてい かどうかは立法政策に委ねられているという報道 禁じているとまでは言えないが、 れています。 二月十三日の朝日 内閣法制局幹部は、 これは朝日新聞の誤報でしょう 新聞では、このように 同性婚を認める 憲法は同性婚を

だと思っております。その理由は、個人の尊重を りません。承知していない方の報道上のコメント 〇山下国務大臣 えではないと思うんですね。 規定、これを考えると、想定していないという答 定めた憲法十三条、平等権を定めた憲法十四条の ○尾辻委員 私は、同性婚は、これは認めるべき し控えさせていただきたいと考えております。 について、法務大臣としてコメントすることは 内閣法制 局 のどの 幹部 かは わ か

ていないということになるのか、この解釈の論理もう少し聞きたいんですけれども、なぜ想定しえではないと思った。 解釈ですから、示してください。 していないのかということについて、これは憲法

ございます。そうしたことから、両性というふう いては、先ほど官房長官も答弁させていただいた ないものと考えられるということでございます。 に書いてございます。そうしたことも踏まえ、 述べたとおり、憲法二十四条第一項の文言なども O山下国務大臣 これにつきましては、先ほども 一である婚姻の成立を認めることは想定されてい また、同性婚を認めるか否かということについ 我が国の家族のあり方の根幹にかかわる 民法と戸籍法という部分、これにつ

国民的な議論で、慎重に考えなければならないと うふうに考えているところでございます。これは、 めて慎重な検討を要するものとい

述べになっておられないと思うんですね。 **〇尾辻委員** ということは、想定されていな か。想定されていない理由ということを今全くお か。そして、それは文書になっているんでしょう いう解釈について、何か法論理があるんでしょう いと

これは文書はあるんですか、 ないんですか。

ますと、両方の性ということになります。 解釈しているわけでございます。 の成立を憲法は想定していないものということで 両方の性の合意のみに基づいてというふうに書い 両性というふうに記載しております。 〇山下国務大臣 まず一つは、 てございますので、同一の性の合意に基づく婚姻 憲法文言において 両性と申し そして、

うのは、私、これは非常に乱暴だと思います。 れますか。 民法で同性婚を規定すれば、これは憲法上許容さ 〇尾辻委員 更に言いますけれども、じゃ、逆に言います。 文書もなく憲法解釈をしているとい

•

ます。それが第一点。 ざいますが、憲法二十四条第 O山下国務大臣 まず、 文書もなくという点でご 一項の文言でござい

先ほど申し上げたように、憲法二十四条の第一項 というふうに承りましたが、これにつきまして、 同性婚を導入することができるのかというお尋ね そして、民法と戸籍法を改正することによって 性別が同一である婚姻の成立を認める

> ことは 想定されてい ないというふうに考えら ま

というふうに考えております。したがって、極め問題ということで、国民的な議論が必要であろう ころでもあります家族のあり方の根幹にかかわる ります。ということでございます。 て慎重な検討を要するものというふうに考えてお が国の国民全体の思いでもあります、またよりど そして、 同性婚を認めるか否かというの 我

f ○尾辻委員 なかなかお答えいただけないという

経新聞の二〇一五年、賛成五三・ 一五年の世論調査、賛成四四%、 同性婚賛成四九%、反対三九%。 賛成多数です。朝日新聞、二〇一七年の世論調 性婚について賛成が五一%、反対が四一%、もう同性婚の。紹介します。二〇一七年のNHK、同 四%。 、世論調査がどうなっているか御存じですか、慎重な検討が必要だということですけれども、 五%、反対三七 反対三九%。 毎日新聞、二〇 産 査

いるというふうに思います。するという認識は、これはもう改める時期に来てはないんです。ですから、極めて慎重な検討を要いるものについて、反対が多数になっているもの 今、日本の世論調査において、 新聞社がやって

々の人生が変わることもありません。ただ同性同いきなりふえることもありません。異性愛者の方同性婚を認めても国は滅びません。同性愛者が が婚姻できる選択肢を得て、 社会的 承認を得て

> に言わざるを得ません。 うのは、この答弁は私は非常に残念だというふう では、ずっと同じことを繰り返しておられるとい かかりません。にもかかわらず、きょう聞いたの 阻害されるようなことがなくなるだけで、予算も 暮らすことができる、先ほど言ったようなエピソ ドで、悲しい思いをしたり、 自分たちの権利が

思います。 出できるように党内議論を加速させていきたいと 議論も着手しております。これを早期に国会に提 というのを目指しています。ですので、 私たち立憲民主党は、多様性を誇りにする社 同性婚 \mathcal{O}

かというと、得られないんです。 アメリカ人の配偶者がここで在留資格が得ら カで同性婚をした場合、日本に来たときに、じゃ しかし、日本人とアメリカ人のカップルがアメリ 特定活動ということでついてくることができます。 がワーキングビザで来る、そうすると、配偶者は カップルが、日本に来たときにどうなるか。一方 籍同士のカップルの取扱いについてお聞きします。 では、 アメリカで同性婚をした、例えばアメリカ人の 同性婚を認めた国で婚姻 た外国

答弁しておられるんですが、外務省はその後どの の参議院外交防衛委員会で、これは非常におかし ような動きをされたのか、教えてください いということをおっしゃっています。 これは、河野外務大臣が、十一月二十日、 前向きに検討をするというふうに 法務省に問

垂政府参考人 お答えします。

まず経緯を簡単に御説明さ せてて

「手三国」、「予て豆ゝ」いただきたいと存じます。

○尾辻委員 検討を依頼された法務省はどうされ

〇山下国務大臣 今、検討をしているところでご

でなければ配偶者には含まれないということでごいなければ配偶者には含まれないということが必めが入国資格として認められておりますけれどものが入国資格として認められておりますけれどものが入国資格として認められておりますけれどものが入国資格として認められておりますけれどものが入国資格として認められておりますけれどものが入国資格として認められておりますけれどものが入国資格として認められておりますけれどものが入国資格として認められておりますとが必要であるという、二つ、要件を満たすと、目標者という前提として、検討の概要を申し上げますと、まず大きして、検討の概要を申し上げますと、まず大きして、検討の概要を申し上げますと、まず大きして、検討の概要を申し上げますと、まず大きに、

我が国の法律に照らせば配偶者として扱われるよ有効に婚姻が成立している場合、それについては、そして、御指摘の外国人双方の本国法において

活動に資するということにしております。て認められているがゆえに、これを尊重して特定もありますが、その場合に、双方の国籍国におい婚姻関係の身分関係を確定する国際私法の問題で婚姻関係がいがゆえに、配偶者としての地位としうな者でないがゆえに、配偶者としての地位とし

わけでございます。おいて婚姻と認められるという要件が欠けておるおいて婚姻と認められるという要件が欠けておるこれは、第一の要件であります、双方の国籍国にそして、御指摘の日本人の配偶者の場合には、

ます。 それでどうなるかというと、例えば、我々、継それでどうなるかというと、例えば、我々、継らからところで、今検討をしているところでございいうところで、今検討をしているところで、今検討をしているところで、今検討をしているところで、今検討をしているところで、今検討をしているところで、今検討をしているところで、今検討をしているところで、今検討をしているところでございます。

○尾辻委員 それは認めない理由を検討しているの尾辻委員 それは認めない理由を検討しているののののののののののののののののののののでも滞らしてやっているわけですから、しっかり検討しように聞こえるんですけれども。外務省からもこように聞こえるんですけれども。外務省からもこよりに関こえるんですけれども。外務省からもこの尾辻委員 それは認めない理由を検討している

と思います。と思います。と思います。と思います。と思います。次の質問に移らせていただきたいのでまいりました。来ていただいて大変申しわけってまいりました。来ていただいて大変申しわけって、本当は、宮腰少子化担当大臣には、LGあって、本当は、宮腰少子化担当大臣には、LGあって、本当は、宮腰少子化担当大臣には、LG

てお聞きをしていきたいと思います。一人親家庭の大学進学率の安倍総理発言につい

しかし、これは時系列がおかしいんですよ。 生は、きょうの本会議でも、安倍総理はこのようにおっしゃいました。 これは、ダボス会議では、大幅に改善しました。これは、ダボス会議では、大幅に改善しました。 児童扶養手当の増額、給うにおっしゃいました。 児童扶養手当の増額、給うにおっしゃいました。 児童扶養手当の増額、給うにおっしゃいました。 児童扶養手当の増額、給りにおっしゃいました。 児童扶養手当の増額、給りにおっしかし、これは時系列がおかしいんですよ。

○一七年度です。

教えてください。 因果関係はありますか、ありませんか、それだけ童扶養手当の増額、給付型奨学金の創設、これはの大学進学率が二四パーから四二%になった、児のので、根本大臣にお聞きします。一人親家庭

(本国務大臣 一人親家庭の大学進学率の伸び)

一義的に要因を分析することは困難でありまについては、今そういう御紹介がありました。

考えられます。 考えられます。 考えられます。 考えられます。 考えられます。 考えられます。 考えられます。 また、この間、政府としていることや、母子世帯の子供の進学に対するい、景気回復によって母子世帯の就労収入が改善が、景気回復によって母子世帯の就労収入が改善が、景気回復によって母子世帯の就労収入が改善が、景気回復によって母子世帯の就労収入が改善が、景気回復によって母子世帯の就労収入が改善が、景気回復によって母子世帯の対域であります。

○尾辻委員 つまり、因果関係はないんですよね。 ○尾辻委員 つまり、因果関係はないんですよね。 で、進める前にこれだけ上昇したというのが真実 になったんだなと思いますよね。ですから、事実 になったんだなと思いますよね。ですから、事実 になったんだなと思いますよね。ですからこういうふう の増額と給付型奨学金があったからこういうふう の増額と給付型奨学金があったからこういうふう の増額と給付型奨学金があったからこういうよう になったんだなと思いますよね。ですから、事実 は、進める前にこれだけ上昇したというのが真実

んですね。 言われる、ここにもこれがあらわれていると思う会非常に問題になっている、アベノミクス偽装と、こういうごまかしの言い方、これこそが、今国

わかりません。四一・九が出てきたのか、全くホームページ上は四一・九が出てきたのか、全くホームページ上はようにしてこの計算式が、二四%と、二三・九とす。でも、これは、ホームページを見ても、どの常に伸びたということをおっしゃっているわけではらに、大学進学率が二四パーから四二%に非さらに、大学進学率が二四パーから四二%に非

○濵谷政府参考人 お答えいたします。 この数字、どのように計算されたんでしょうか。

帯等調査から特別集計したものでございます。進学率については、厚生労働省の全国ひとり親世度及び平成二十八年度の一人親家庭の子供の大学この数字でございますけれども、平成二十三年

算出したものでございます。本件につきましては、平成二十三年度及び平成二十八年度のそれぞれの調査に対する回答から、二十八年度のそれぞれの調査に対する回答から、二十八年度のそれぞれの調査に対する回答から、二十八年度のそれぞれの調査に対する回答から、二十八年度のそれぞれの調査に対する回答から、二十八年度のそれぞれの調査に対する回答から、二十二年度及び平成本件につきましては、平成二十三年度及び平成本件につきましては、平成二十三年度及び平成

で、大学進学率は二三・九 なのサンプル数は二百五十八、そのうち大学、短期大学に在籍している子供のサンプル数は百八で また、平成二十三年度でございますけれども、十 また、平成二十三年度でございますけれども、十 また、平成二十三年度でございますけれども、十 大学、短期大学に在籍している子供のサンプル数は百八で 数は四十七でありまして、大学進学率は二三・九 数は四十七でありまして、必要なサンプル数は確保 %となっておりまして、必要なサンプル数は確保 った、この具体的なサンプル数でございますけれども、 この具体的なサンプル数でございますけれども、

考えております。まして、実態を反映したものであるというふうにけれども、いずれも三%程度ということでございなお、これらの推計値の標準誤差でございます

す、いただきました。 **〇尾辻委員** 資料の六ページにこれは出ておりま

なかったんですよ。施政方針演説で総理が言っつまり、これは、出していただくまで誰もわか

の数字はまず出てこない。たんですか。これをわざわざ資料請求しないとこておられるのに、じゃ、この数字はどうやって出

学率になるんですか。
「そして、百五十万人いる一人親世帯の中で、二そして、百五十万のサンプルが少ないから正確性が欠くと言いなちが毎月勤労統計で共通事業所で比べるのは、えちが毎月勤労統計で共通事業所で比べるのは、えちがらということで四一・九%になった。私たちがら、何でこっちはこんな数字でいきなり大学進がら、何でこっちはこんな数字でいきなり大学進がら、何でこったが、一人親世帯の中で、二

また。これは、大学進学率ということをおっしゃっていこれは、大学進学率ということをおっしゃっているらに、私は統計の専門家の先生に聞きました。

文科省がやっている学校基本調査、統計法に基文科省がやっている学校というのは、こういう計づく、この大学の進学率というのは、こういう計が学進学率とはそのように、進学率はそういう計です。

だここで足し合わせただけなんですよ。ます、短大に行っていますという人たちをただたアップしてきて、その人たちが、大学に行っていに、十九歳の生年月日に合う人たちをただピック別集計しましたと言っておられます。調査票の中では、これはどうなっているのかというと、特では、

大学に在学をしている、これでもって進学率と言した一人親世帯の子供のうち、次の年以降に短大、ですから、本来であれば、ある年に高校を卒業

に考えております。

の全体に占める割合を指すものであるというふう

般にでございますけれども、

大学等に進学した者

大学進学率でございますけれども、これは、一

比べて、 うことは何もありません。 には全く、 のサンプルは、抽出率が違います。ここのところ これも背の違う人たちを勝手にやっている。サン 五ページなんですけれども、比べているんですよ。 プルもそうです。母子家庭のサンプルと父子家庭 わなければ 同じように、グラフを見ていただくと、 抽出率をウエートをかけて戻したとい け の基本調査と

○濵谷政府参考人 お答えいたします。 は訂正していただけないでしょうか、根本大臣。のはおかしいと思うんですけれども、まず、これ っき言ったようなアベノミクスの成果として言う 進学率と言うべきでないと思いますし、これをさ いんですか。私は、少なくとも、この数字、大学 ですから、これは大学進学率と本当に言ってい まず、これ

でございまして、 いずれも実際の進学実績に基づいて算出したもの えております。 数値を示すことに問題はないものというふうに考 お示ししております全世帯と一人親家庭の大学進 御指摘のとおり、子供の貧困対策有識者会議で それぞれ算出方法は異なりますけれども、 出典を明らかにした上で両方の

供の貧困のことは本当はちゃんと議論しなきゃい 計算式だってごまかしているんですよ。 〇尾辻委員 いや、これはごまかしていますよ。 いないんです。でも、この入り口で、 数字が合っ 本来、子

а

なければいけないのは、本当こ払、患、ハ・・・・・・ているのか合っていないのか、こういうことをし と思います。

だますのはもうやめていただきたい。 まして、 いいかげんに、 ありがとうございました。 私の質問を終わりたいと思います。 国会で国民を都合の 強く申し上 いい数字で

げ

〇野田委員長 たしました。 これにて尾辻さんの質疑は終了